

【平成 27 年度 JEES 日本語教育普及奨学金（日能） 申請概要】
(JEES 一般奨学金とは異なります！)

○ 応募資格○ ※以下のすべてに該当する者

- ・平成 26 年 7 月または 12 月に日本国内で日本語能力試験 N1 を受験し、170 点以上の成績を収めた者（但し、中国語・韓国語以外を母語とする者は、135 点以上）
- ・平成 27 年 4 月現在、日本の大学の日本語、日本文学、日本文化等日本語指導者養成に密接な分野を専攻している正規学生
- ・他の財団等から受けている奨学金が月額 60,000 円以下の者

○ 奨学金の概要○

- ・給付期間：平成 27 年 4 月より、最長 2 年間（在籍大学での在籍期間中）
- ・給付月額：50,000 円

以下の書類をすべてそろえて国際課に提出してください。

締切：平成 27 年（2014 年）4 月 28 日（火）

- ・願書（別紙様式 1、日本語で記載する）
- ・応募者の写真（最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。上半身、脱帽。4.0cm×3.0cm に切り、願書の所定欄に貼付すること。）
- ・2014 年度日本語能力試験合否結果通知書（写し）または成績証明書（写し）
- ・在留カードの両面コピー

平成27年度 JEES日本語教育普及奨学金(日能) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、奨学金事業の充実のため、民間企業や個人の方々のご寄付等を基金とし、その果実等を「JEES奨学金」の運用に供している。これにより、「平成27年度 JEES日本語教育普及奨学金(日能)」の奨学生を下記により募集する。

記

1. 目的

本奨学金は、国外における日本語教育普及を図るため、外国人日本語指導者の育成に資することを目的とする。このため、本協会主催の日本国内で実施した日本語能力試験(日能)で優秀な成績を修め、日本の大学(大学院を含む)において、日本語指導者養成に密接な分野(日本語学、日本文学等)を専攻する私費外国人留学生に対し、奨学金を支給する。

2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 平成26年7月(第1回)または12月(第2回)に日本国内で実施した日本語能力試験N1を受験し、170点以上(中国語・韓国語以外を母語とする者は135点以上)の成績を修めた者。
- (2) 私費外国人留学生のうち、平成27年4月時点において、正規生として日本の大学(大学院を含む)以下「大学」という。で日本語指導者養成に密接な分野(日本語学、日本文学等)を専攻する者。また、在留資格は「留学」であること。
- (3) 採用された場合の受給期間が平成27年4月より1学年相当以上ある者。
- (4) 本奨学金の受給期間中、他から受ける奨学金等受給月額合計が60,000円以下である者。ただし、授業料免除は除く。
- (5) 本奨学金受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。
- (6) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

3. 採用人数

27名程度

4. 支給内容

月額奨学金 50,000円

5. 支給期間

平成27年4月より最長2年間。ただし、推薦を受ける大学での在籍期間中に限る。

6. 応募・推薦方法

大学の長は、2に掲げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

7. 応募・推薦書類

- | | |
|---|----|
| (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式2) | 1通 |
| (4) 平成27年度第1回または第2回日本語能力試験合否結果通知書(写し)
無い場合、成績証明書(写し)でも良い。
受験地が日本国内であることを必ず確認すること。 | 1通 |

8. 応募・推薦書類の提出期限

平成27年5月20日(水)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9. 選考方法及び結果の通知

理事長は、6により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、受給者を決定する。結果は、平成27年6月中を目途に大学を通じて通知する。

10. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

11. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学、就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、本協会の要請に応じ、アンケート等へ回答しなければならない。

12. 奨学金給付の休止・停止又は終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を休学又は留年した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。

13. その他(注意事項等)

受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。

14. 個人情報の取り扱い

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

15. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以上